

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 3 5 号  
2 0 1 6 年 3 月 1 8 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 田中 守 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

「不測の事態に備えた社員教育について」の解明の申し入れ

3月3日、会社は4月1日以降「不測の事態に備えた社員教育について」組合へ説明を行った。

昨年発生したのぞみ225号の列車火災の教訓で、社員が不測の事態に遭遇した場合に対処するための教育を各現場で行うとの事であった。

その目的、教育について、以下の通り解明を求めるため申し入れるので、早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 今回の教育を行う理由について明らかにすること。
  2. これまで新幹線乗務員は異常時に放送等で乗車している社員へ協力を呼びかける事に対応を行っており、社員も自主的に充分協力できる体制であると考え。この方法で具体的な不都合があったのか、明らかにすること。
  3. 教育対象で「出向社員」を除く理由と、専任社員は教育の対象であるのか明らかにすること。
  4. 社員への教育によって「協力するのが当たり前」と考える社員づくりを考えているのか明らかにすること。
  5. 不測の事態に遭遇した社員が「個別の理由」によって、乗務員の指示に従えない場合の罰則などは考えているのか、明らかにすること。
  6. J R 他社との関係で、教育について連携して社員教育を行うのか明らかにすること。
- 以上